

第1回和光市下水道運営審議会会議録

平成22年8月25日（水） 602会議室

第 1 回 和 光 市 下 水 道 運 営 審 議 会			
開 催 日	平成 2 2 年 8 月 2 5 日 (水)	開会時間	9 時 3 0 分
会 場	市役所 6 階 6 0 2 会 議 室	閉会時間	1 0 時 5 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	長坂 敏史 今里 一之 山田 智好 富澤 美代 萩原 三枝子 金井 伸夫	本橋 淳男	建設部長 新井 芳明 下水道課長 尾形 正弘 課長補佐 永野 淳 統括主査 新坂 年章 主 査 長峰 淳二 主 事 田邊 純香
			傍聴者 3 名
議 案	(1) 下水道使用料改定の方針について (2) 下水道使用料改定案について		

発言者

議 事

事務局

お待たせいたしました。皆様おはようございます。ただいまから第 1 回和光市下水道事業運営審議会を開催いたします。

本日の審議会は、和光市下水道事業運営審議会条例第 6 条第 2 項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。

また、本日の審議会に傍聴を希望される方がおりますので、入場していただいておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

市長

おはようございます。本日はお忙しい中にもかかわらず和光市下水道事業運営審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

皆様には日頃、市政運営には多大なご貢献を賜りまして本当にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、和光市の下水道事業は今から 3 0 年前に始まりました。昭和 5 6 年からでございます。供用開始時の人口というのが、4 9, 0 5 0 人ほどおりまして、その中で 7, 3 6 2 人というのが最初のスタートでございます。

それから、昨年末には、70,496人というところまで来ております。

下水道事業というのは、ゴミの事業と並びまして、衛生の面から言うと、最重要の項目でございます。常に使用が可能という事が当然としている中でかなり厳しい基準で運営しております。これまで建設を重視してまいりましたが、これからは維持管理あるいは、施設の更新ということで非常に切れ目というか管理規定という風に認識しております。そういうなかで、財政基盤というのがかなり危うい状況で進んできております。実態としては、今日の資料にもございますが、毎年3億円、4億円という規模の赤字を出しております。和光市は他にも様々な事業が大幅な赤字となっております。例えば、水道事業についてもこれは国の基準では赤字ではないのですが、材料費といたしているお金で考えると材料費のほうが高いということでございますし、国民健康保険についても毎年億単位の赤字が出ております。こういったなかで、今回のひとつの値上げというなかでの幅あるいは、先生方あるいは審議委員の方には値上げが妥当なのかといったそういったところを含めましてご審議いただければという風に考えております。

というわけで、本日の諮問いたします案件については、下水道使用料改定の方針というものと、下水道使用料改定案ということでございます。

委員の皆様方には、諮問した案件につきましてご審議いただきまして答申のほうをよろしく申し上げます。

それでは諮問させていただきます。平成22年8月25日和光市下水道事業運営審議会会長様、和光市長松本武洋、和光市下水道使用料の改定について諮問、このことについて、和光市下水道事業運営審議会条例第2条の規定により下記のとおり審議に付します。

記、諮問事項、(1)和光市下水道使用料改定の方針、(2)下水道使用料改定案であります。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

誠に恐縮ですが、松本市長は所要のため、ここで退席させていただきます。どうもありがとうございました。

(松本市長退席)

それでは第1回の審議会でありますので、和光市下水道事業運営審議会の設置理由と今後の予定についてお話させていただき、その後に委員、事務局の紹介を行いたいと思います。

当市では、市民参加の一つとしまして、今回の議事でもあります下水道使用料金の改定や公営企業法適用など、今後下水道事業の運営等に関する事項を決めていく上において、市長の諮問機関として当審議会が平成22年4月1日に設置されております。

また、今後の予定につきましては、このあと説明いたします議事について審議していただき、審議の進行にもよりますが、今回と9月、10月の一月に1回、合計3回を予定しております。

つづきまして、委員、事務局の紹介を行いたいと思います。

まず、学識経験を有する者として1号委員になります十文字学園女子大学教授の長坂様です。よろしくお願いいたします。

長坂委員 長坂でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、市内で事業を営む法人の代表者として2号委員になります。理化学研究所の今里様です。

今里委員 今里です。よろしくお願いいたします。

事務局 よろしく申し上げます。

次に、市内の公共的団体を代表する者として、3号委員であります、和光市自治会連合会の山田様です。

山田委員 山田です。よろしくお願いいたします。

事務局 よろしく申し上げます。

同じく3号委員であります、和光市婦人会の富澤様です。

富澤委員 富澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 よろしく申し上げます。

同じく和光市婦人会の萩原様です。

萩原委員 萩原です。よろしくお願いいたします。

事務局 よろしく申し上げます。

次に公募による市民として、4号委員であります、金井様です。

金井委員 金井です。よろしくお願いいたします。

事務局	よろしくお願ひします。 それと、3号委員であります和光市商工会の本橋様でございますが、本日、体調不良とのことで連絡があり欠席でございますのでよろしくお願ひいたします。 続きまして、市の職員を紹介させていただきます。建設部長の新井でございます。
新井部長	おはようございます。建設部長の新井です。よろしくお願ひします。
事務局	下水道課課長の尾形でございます。
尾形課長	おはようございます。よろしくお願ひします。
事務局	同じく下水道課課長補佐の永野でございます。
永野補佐	永野です。よろしくお願ひします。
事務局	同じく下水道課業務担当主査の長峰でございます。
長峰主査	長峰です。よろしくお願ひします。
事務局	同じく下水道課業務担当主事田邊でございます。
田邊主事	田邊です。よろしくお願ひします。
事務局	そして私、下水道課業務担当統括主査の新坂でございます。よろしくお願ひします。 次に、市から下水道使用料金改定の検討業務をお願いしているオリジナル設計株式会社、池田技術部長です。
池田技術部長	池田でございます。よろしくお願ひします。
事務局	それでは次に移りたいと思います。ここで会長および副会長の選出を行いたいと思ひます。和光市下水道事業運営審議会条例第5条によりまして委員の互選によりこれを定めることとなっております。どなたか立候補される方がおりますでしょうか。 (立候補なし) それでは、事務局の腹案といたしまして、会長に長坂さん、副会長に山田さんへお願ひしたいと思ひますが、皆様よろしいでしょうか。 (全員拍手をもって承認)

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは会長、副会長席のほうへお願ひします。

これより進行につきましては、会長に交代いたします。よろしくお願ひいたします。早速ですが、会長よりご挨拶をお願ひいたします。

長坂会長

長坂でございます。会長という大役をこれから努めさせていただきます。皆様のご支援をよろしくお願ひいたします。

私は、大学で経営学、経営戦略を教えておりますけれども、殆ど私が今まで経験してきたものは、民間の大企業中心というところでございます。その中では、経営の問題ですとか、今日の議題にあります価格決定の問題とか色々やってきました。

一般企業の価格決定というのは、3つくらいありまして、一つはコストアップで決めていくコストにマークアップをのせていくこと、2つめは、競争相手を見て値段を決めていく、3つめは政治的、政策的に決定するということでもあります。

今回、こちらのほうの価格決定ということになりますと、公的会計における価格決定ということになります。ちょっと民間とは違ってくると思ひます。全身全霊を尽くしまして、お仕事させていただきますので、皆さんよろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。続きまして副会長よりご挨拶をお願ひします。

山田副会長

副会長を仰せつかりました、山田でございます。長坂会長を中心といたしまして、下水道事業の円滑な管理運営について審議していきたいと考えています。是非皆様のご協力をお願ひしたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、これ以降の議事につきましては会長が議長となりまして、進行等をお願ひします。よろしくお願ひいたします。

長坂会長

それでは早速、議事の方に入らせていただきたいと思います。はじめに議事を進めるにあたりまして、本日の会議の議事録署名人の選任についてお諮りしたいと思ひます。この点につきましては、事務局の方からご提案をお願ひしたいと思ひます。

事務局

今、お話がありましたように、事務局の提案といたしましては、2号委員の今里委員、3号委員であります富澤委員にお願ひしたいと考えております。以上です。

長坂会長

ただいま事務局の方から2号委員としまして今里委員、3号委員といたしまして富澤委員にお願ひしたいということでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 (全委員了承。)

それでは両委員お願いいたします。

それでは、諮問されました議題であります下水道使用料改定の方針と下水道使用料改定案につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、(1)下水道使用料の改定の方針について、(2)下水道使用料改定案について、のご説明の前に、和光市の下水道事業の現状について15分程度の時間をいただきまして、ご説明したいと思います。よろしいでしょうか。また、本日はお時間も限られておりますので、諮問された議題について説明させていただき、次回第2回審議会にて詳細な質問、ご意見を受け、審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和光市の公共下水道事業の現状について説明いたします。

それでは、下水道事業の現状についての説明いたします。本日本配布いたしました資料1について説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、2ページ、はじめに、下水道の役割について説明いたします。下水道は、雨水の排水と汚水の処理による浸水の防除と、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を目的とした事業です。

雨水の排除では、日本の年間平均降水量は、世界の年間平均降水量の約2倍で、日本の気候の特徴の一つであります。言い換えれば、住民は常に浸水の危険にさらされているとも言えます。

このような浸水に対処するため、都市内に降った雨を速やかに排除し、浸水の防除を行うことが下水道の重要な役割の一つです。

また、近年、都市化の進行に伴い、緑地、空地等が減少し、舗装が増加することにより、雨水の浸透及び貯留能力の減少によって、雨水流出量が著しく増大するために生ずる、いわゆる都市型水害への対応として下水道の整備が不可欠となっております。

汚水の処理では、周辺環境の改善では、人間の生活や生産活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず住宅地周辺に滞留すると、悪臭や蚊、ハエの発生源となり、感染症の発生の可能性も増大します。下水道の整備により汚水は速やかに排除され、生活環境は向上します。

トイレの水洗化では、汲み取り式トイレは非衛生的であり、臭気等が個々の家庭生活やその周辺に不快感を与えるなど好ましくない状態をもたらします。また、単独浄化槽での汚水処理についても、定期点検を行っていなかったり、機械が故障していたりと維持管理が必要で、公共下水道の整備は重要な役割です。

公共用水域の水質の保全では、水質汚濁の状況は一時期に比べ相対的に改善されてきているものの、河川には、まだ生活排水等が流れ込んでいます。公共用水域の水質汚濁源としては、工場排水、生活排水等がありますが、工場排水は排出基準により規制されていますが、生活排水には規制が難しく、下水道の整備による汚濁負荷量を削減する以外になく、積極的な役割を果たしています。

つづきまして、3ページ、雨水の処理について、本市の雨水処理については、分流式を採用し、雨水と汚水を別々な排水系統で処理を行っています。平成22年3月末の整備状況は、認可面積671haに対し、整備面積約177ha、整備率26.4%となっています。雨水に関する費用はすべて公費負担で整備していますが、雨水の整備率が上がらない要因としましては、1つめに、これまでは汚水の整備を最優先に行ってきました。2つめに、一級河川新河岸川や越戸川など最終河川の認可計画改修工事の遅れによる排水比流量の制限があります。3つめに、工事費が莫大であること。などにより今日の整備状況となっています。

つづきまして、4ページ、汚水、雨水の認可区域を示した図面です。市街化調整区域を除く区域が認可区域としています。汚水処理では、市街化調整区域内においても、汚水幹線に隣接している地区などは、区域外流入といった形で汚水処理をしている宅地もあります。

つづきまして、5ページ、汚水処理については、和光市都市計画として昭和45年7月に決定され、翌年の昭和46年7月に下水道法の事業認可を当時の建設省より受け、荒川右岸流域関連公共下水道として昭和56年度から右岸処理場に接続し、汚水処理が始まりました。埼玉県内には今、荒川右岸流域と申しましたが、他に7つの流域下水道があり、埼玉県民の476万人、県民の67.1%が利用している状況であります。荒川右岸流域関連公共下水道には10市3町の自治体で構成しています。この10市3町というのは、北の方から川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町、吉見町この10市3町の自治体で構成しています。当時の認可面積660ha、処理面積253ha、整備率は、38%、行政人口49,050人、水洗化人口7,362人の利用者でスタートしました。当時の公共下水道計画は、当時大和町が、単独で終末処理場の建設を計画していました。

しかし、埼玉県荒川右岸流域下水道終末処理場建設計画が発表されると、他の市町の汚水を取り入れるような終末処理場ができるのであれば、迷惑料や都市計画税を市民に還元すること。の意見や要望が殺到しました。そこで、県との協議の結果、迷惑料固定資産税の一部補償の支払と流域下水道事業建設負担金の負担割合1/2軽減などを確約し、建設計画を了承したものです。

これまでに、一般会計雑入へ納められた荒川右岸流域下水道終末処理場補償料は、16億7千万円、建設負担金軽減額では、7億2千万円程度となっています。この迷惑料については、平成24年度以降は、廃止されることとなっております。建設負担金軽減についても、今回の負担割合見直し時期に廃止の方向で進んでおります。

つづきまして、6ページ、この表は、今年の3月31日現在の汚水接続状況を示したものです。水洗化世帯数33,022世帯、水洗化人口70,496人、普及率96.1%となっております。しかし、1,093世帯、2,204人の方がまだ公共

下水道を利用していないという状況となっております。

つづきまして、7ページ、昭和56年4月に供用開始してから12年が経過した平成5年度から平成20年度までの行政人口、区域内人口、普及率の推移をグラフにしたものです。

つづきまして、8ページ、普及率全国平均と埼玉県平均の表です。埼玉県における平成20年度末の普及率につきましては、75.2%全国順位で第12位となっております。それと、県内の市町村の普及率のベスト3の自治体でございますが、1位となっておりますのが、志木市の98.2%、2位が朝霞市の96.5%、3位が和光市の95.6%となっております。

つづきまして、9ページ、市内の町別普及率一覧表です。この表の見方ですが、真ん中に水洗化という字が書いてあると思いますが、黒で表示された数字が下水道を利用されている水洗化の状況です。下新倉地区では現在、土地区画整理事業が行われている地区で、道路が新たに出来ているところで、事業が完成となれば、公共下水道を利用となります。

また、新倉1丁目地区では、老朽化が進んだ建物が多く点在していることから、公共下水道を利用されていない方が多くなっています。

つづきまして、10ページ、年度別污水管整備状況で、昭和40年から施設整備を開始しております。なお、管渠等の耐用年数は50年となっております。経過年数が書いてありますが、昭和40年に施工されたものについては、43年が経過している形となっております。

つづきまして、11ページ、現状と課題1といたしまして、ただいまの表でもお分かりのように、污水管の整備は中心市街地から着手しており、最も古い污水管は、昭和40年度に施工した管を使用しております。これらの管路は、平成27年度は標準的な耐用年数こちらは施工後50年と言われております。それを越えるようになります。平成20年度には、施工後30年以上経過する管の延長は約39km、施工後35年以上が経過する管が約15km、となっております。

つづきまして、12ページ、現状と課題2といたしまして、下水道施設は、水道や電気とともに市民生活を支える重要なライフラインの一つであります。地震災害によってその機能を果たすことが出来なくなった場合は、各家庭の生活排水や水洗トイレの使用が出来なくなるほか、未処理の下水の流出による公共用水域の汚染による伝染病の発生など公衆衛生上の問題など、市民生活に大きな影響をあたえることとなります。

また、雨水管や雨水排水ポンプ施設などが被災した場合には、排水機能や流下機能の不足による浸水被害の発生など、市民の生命や財産を危険にさらす恐れもあります。

つづきまして、13ページ、現状と課題3では、下水道事業は污水処理に係る経費を一般会計からの繰入を少なくして、下水道使用料だけで賄う独立採算が基本ですが、

平成16年度から平成21年度決算における6年平均の経費回収率、この経費回収率と言うのは、汚水の処理費がどの程度の使用料で賄われているかを示す割合でございますが、この割合につきましては、60.87%となっております。現状では汚水処理費に係る経費は、一般会計繰入金に大きく依存している状況でございます。

つづきまして、最後に14ページでございます。こちらの表につきましては、県内の下水道使用料金の一覧表で、家庭用1ヶ月20立方を使用したときの金額でございます。当市におきましては、1,004円、県内市町村の平均額は、上尾市の1,768円となっております。

以上、簡単ですが和光市公共下水道事業の現状についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

長坂会長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明に関してのご質問はございますか。(質問なし)

ないようでしたら、下水道使用料改定等の方針等の説明をお願いします。

事務局

はい。では、資料2をご覧ください。下水道使用料改定案の主な理由を1ページで示しております。読み上げます。当市の下水道料金は、昭和56年4月1日の供用開始に合わせ設定して以来、諸事情を勘案して29年間据え置いてきました。この間、下水道事業は市街化区域における下水管渠の整備も概ね順調に推移し、ほぼ終盤を迎える状況となっており、一定の成果をあげてまいりましたが、一方では、現行の下水道会計は、収入面で汚水処理費に充てる使用料収入の不足が生じており、その不足分は、一般会計からの繰入金を充当しております。しかし、今日の長引く景気低迷等により厳しい財政状況を反映し、一般会計からの繰入金に多くを望むことは困難な状況もあり、下水道事業の運営は大変厳しい状態となっております。

このような状況を鑑み、平成18年度より人員削減を実施し、人件費の圧縮など出来る限り経費の削減に努め、事務事業の効率化を図ってまいりました。

また、過去の高金利で借り入れた起債につきましても、国の繰上償還に係る保証金免除制度を活用し、低金利なものに借り換え(繰上償還)するなどの方策を講じ、経営の維持に努めてまいりました。

しかし、今後ますます節水型社会への移行の加速、さらには市街化区域における汚水管渠の整備に伴い、下水道使用料の伸びは期待できないものと予想されます。また、先行き不透明な経済状況の中で、老朽化が進行し、下水道管の修繕やメンテナンス等を計画的に行う転換期を迎えるにあたり、事業の効率化や市債の発行と一般会計繰入金でこの厳しい状況を乗り越えていくことは困難なものと判断しております。

つきましては、下水道経営の適正化を図り、且つ、健全で安定した下水道会計を維持するため、次の方針により使用料改定を実施したく諮問するものです。

2ページからは、使用料改定の方針となります。

(1)使用料の改定時期、料金引き上げの改定時期ですが、平成23年4月1日、来年の4月1日を予定しております。

(2)使用料の算定期間、公共料金の性格上、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになるため、使用料の基礎となる収支見通しを確実なものとするため、使用料の算定期間を平成23年4月から平成26年3月までの3ヵ年といたします。この意味は、使用料算定期間における財政収支バランスを確認するための作業で、その期間を含めるものです。

(3)使用料の改定率、算定期間内に経費回収率を100%に近づけるためには、改定率をおよそ35%程度までの引き上げが必要となりますが、改定幅が大きすぎることから、不足額が概ね賄える規模として、使用料改定率の見込みを19.43%といたします。

(4)使用料体系、現行どおりの従量制を基本とし、基本使用料と累進使用料の二本立てといたします。

3 下水道使用料における基本的考え方、(1)費用負担の考え方(雨水は公費、汚水は私費の原則)、下水道整備の推進と適切な維持管理を図るためには、これに要する費用について、国、地方公共団体及び、使用者の適正な費用負担が必要です。下水道事業の維持管理に係る費用負担のあり方については、下水道の基本的な性格を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的に雨水に関する費用は公費(市の一般会計からの繰入金)で負担し、汚水に係る費用は私費(使用料)で負担することになります。ただし、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部についても公費負担とします。

(2)使用料体系の考え方、使用料を定めるうえでの原則として、下水道法第20条第2項に次のように規定されています。

- ①下水の量及び水質その他、使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- ②能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- ③定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ④特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(3)使用料対象費用の考え方、汚水に係る維持管理費は、公費で負担すべき部分を除き、使用者が使用の態様に応じ負担するものとします。また、汚水に係る資本費については、地方債に係る元利償還金であり、使用料の対象とします。

①維持管理費、維持管理費は、私費負担の原則が確立され、且つ実際にも定着しています。また、この維持管理費は、下水道施設の管理に直接要する費用であり、使用者の使用によって生じる費用ですので、受益者負担の原則に基づいて使用料の対象費用といたします。ただし、次に掲げる費用の全部又は一部を公費負担とします。

○公共下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する費用(特定事業場等から排除される下水の規制に関する事務であり、全額公費負担といたします。)これは、水質検査です。

○不明水の処理に要する費用、この不明水とは、地下水や雨水が污水管に入る水をいいます。(不明水は、汚水処理サービスの供給に伴って必然的に発生するものについては、私費負担とし、不明水の調査費用や補修工事については、公費負担といたします。)

○その他普及促進や高度処理に要する費用

②資本費、資本費は、地方債に係る元利償還金であり、雨水分の費用等を除き、汚水分についてその全額を使用料対象とすることが妥当とされています。

当市では、これまで使用料が著しく高額になるなどの事情から公費負担として一般会計からの繰入金で賄ってきました。

なお、今回の改定案による資本費に対する使用料負担割合は、平成16年度から平成21年度までの平均で27.2%程度から平成25年度で約75%程度までの水準となります。

以上が下水道使用料改定の理由、改定の方針であります。この中で専門的な用語が出ていますが、よろしくをお願いします。

次に4ページに移ります。こちらが、下水道使用料改定案という事で、下水道使用料基準額1ヶ月当り、これは条例で定められておりますこの表の一般汚水汚水排除量というところに、10立方メートルまで現行457円とあるのがこれがこれが基本料金といわれるもので、0から10立方までの基本額となります。これを改定後といたしましては、548円、91円を引き上げたいということで、引上げ率としましては、19.91%です。

次に、10立方をこえる20立方まで、この引き上げ方というのが先程、2ページでのほうで出ておりました、従量制という扱いのもとでなるわけですが、使用料に応じて水量と単位水量当りの価格を算定しております。これを10立方から20立方まで現行1立方につき50円を1立方当り60円ということで、10円の引き上げ1.2倍になります。というような形で20立方から30立方につきましては、55円が66円の11円アップ、30立方から50立方が現行60円を72円、12円アップ、50立方から100立方までが現行64円が76円の12円アップ100立方から500立方これが69円が82円、13円アップとなっていて、500立方から1000立方が現行74円が88円、14円アップ、1000立方をこえるものが79円が94円15円アップとなります。

こちらの立方数によって徴収する料金を累進使用料といいまして、使用料の様態に応じて使用料金の単価が高くなる使用料体系をとっています。

ちなみに、公衆浴場1立方につき45円これは据え置きます。和光市では、公衆浴場が既に1軒しかございません。スーパー銭湯というのは、公衆浴場法にはかかりま

せんので、該当しません。トータルしまして、引き上げ率が19.43%となっています。

下の表でございますが、これは、現行と改定後の例えば20立方使用したときの引上げかいくらになるかといった表でございます。説明しますと、20立方使用した世帯で現行が957円、税込みで1,004円が改定後、1,148円税込みで1,205円となり、トータルで201円の引上げとなります。

それ以降、5ページからは今までの説明をしました資料という事で、5ページでは、下水道会計、歳入、歳出の推移という事で、汚水雨水を含めた決算額と22年度の予算という事で表示しております。この上から3番目のところに一般会計繰入金があると思いますが、16年度は7億34万1千円、これからずっと横へ見ていただくと、これだけ一般会計繰入金で汚水、雨水を含めた市からの繰入金の中で、使用料は、1番で16年度で5億1百万円、ずっと横へ見ていただくと、21年度で5億1836万6025円となっていて、一般会計繰入金は、5億7200万円ということになっています。

歳出のほうを見ていただいて、5番、6番が資本費といわれる過去の工事費の借金の額でございます。これを大体、一般会計繰入金で賄っています。

つづいて6ページへ移ります。6ページは、使用料改定案による使用料算定期間での歳入、歳出の汚水、雨水を含めたものです。19.43%引き上げた場合で、現行の5億3417万8千円が、6億4101万4千円に上がりまして、その分一般会計繰入金が減るということを示しています。これを25年度までの先程申しました3カ年の期間を予測した数字でございます。一番下の一般会計繰入金の減少額というのが、使用料を上げた分これだけ減るわけです。

7ページへ移ります。使用料対象費用の収支という事でこれが20年度から22年度までの収支で、これは、汚水だけでございます。

ここにあります経費回収率というのが、平成20年度では62.87%、21年度では65.36%、22年度決算予定では、65.51%でしたけれども、下の段へ行って、23年度から25年度では回収率が23年度で81.82%、24年度で85.51%、25年度で89.01%まで上がります。ここで汚水処理原価が何かという事ですが、有収水量1立方当りの処理費用の回収の程度を表すのが汚水処理原価です。

8ページへ移ります。荒川右岸の10市3町の現行の使用料が和光市がどのあたりへ位置しているかという表でございます。これは2ヶ月当りの税込みの価格を比較しております。和光市は、20立方で和光市は10市の中で8位、959円です。1位は志木市で1,890円で倍の金額となっています。この表の右脇に戸田市と日高市というのが県下で一番低い戸田市が1,260円これは、基本料金までか高い扱いになっています。日高市は県下で1番高いですが、2,320円、倍です。

この中で、和光市と朝霞市だけが一度も料金改正を行っていないという事です。

下の表は改正をした場合、どのあたりの位置になるのかを示したものです。約20%上げた場合、20立方で8位だったのが6位になります。各使用水量ごとに順位を表しています。

次に、9ページ、10ページは現行と改定後の料金体系の1立方毎の表と朝霞市、新座市、志木市の比較となります。150立方までと途中は抜けていますが、1,000立方から20,000立方までの数字を掲載しています。これが下水道使用料改定案としております。

次に、資料3でございますが、今の改定案の検討した資料となっております。13ページほどになります。概略だけ簡単に説明します。1ページ目では、下水道使用料の将来予測するための基本となるものを示しています。人口については、和光市で作成しています総合振興計画の人口を採用しました。年間約1,000人ほど毎年増えていくという計算になっていますが、それを採用しています。

2ページでは、有収水量と下水道使用料の予測という事で、平成16年度から21年度までの過去の実績と将来予測として、22年度から25年度までの予測、中長期予測として26年度から31年度までを現行のまま行った場合にならぬのかという表を載せています。赤で表示されているのが一般会計から繰入れた金額です。ここでは汚水のみなので、先程資料2で言ったのは全体ですが、こちらは汚水のみです。

3ページ、維持管理費と資本費並びに下水道使用料と経費回収率の予測という事で、過年度、上段は、人口から有収水量職員給与などを載せてあります。下段は、汚水の使用量の調定と料金の実績です。

和光市は、30立方から40立方、80立方といったランクを付けて行きますと、100立方までか全体のほぼ50%近くを利用しています。

4ページは、前のページを拡大したものですが、中段の維持管理費の中に除外費目というところがありますが、先程ご説明した公費で本来使用料で賄うのですが、年間16年度で2600万円、21年度で3452万1千円が公費で賄われています。これを平均値としてとったものが予測値として22年度から25年度までの数値として載せています。

5ページでは、汚水整備の建設計画という事で、上段は、過去の分の汚水と雨水に投資したもの、中段では汚水建設計画の財源です。21年度から25年度までは3000万円で管渠の整備をしますが、それ以降26年度から31年度までは老朽化の対策として1億円を見込んでいます。それに伴う起債の償還が1番下の段となります。

次に6ページですが、下水道事業の借金の状況でございます。このグラフを見ていただくと分かると思いますが、企業債の残高というのが出てまして、平成18年度の残高が、65億6700万円ありまして、平成22年度は52億1900万円が起債の残高があります。平成31年度になると、21億2400万円まで落ちていきます。

先程の推計で25年度から1億円ずつやっていっても、こうなりますというグラフでございます。

次に、7ページこれは、調定水量による整理と予測をしています。ほぼ、調定水量、使用料とも横ばいの状態で推移するというデータです。

つづいて8ページ、下水道使用料改定率の検討という事で、19.43%とありますが、何故そのようになったかという、実際に3年間の期間に経費回収率を100%にするには改定率を36%としましたが、それでは莫大な使用料改定になりますので、当面賄える数字という事で、ここに出ています色を水色に塗ってありますが、20%の改定をした場合の経費回収率が、平成25年度で89%まで行くという事で、将来を見ると、平成31年度には100%をこえるという事で、この20%の値上げという事を採用いたしました。30%にしてしまうとすでに平成25年度で96.4%を越えます。ただ、そうすると市民の方への負担があまりにも大きくなってしまいますので、20%としています。

同じように、9ページでは、平成23年度以降、使用料を改定した場合の一般会計の繰入金の推移をグラフに表したものです。表のとおり改定率を上げるほど一目瞭然に経費回収率が高くなり、一般会計からの繰入金が減少するのを表した表となっています。

10ページでは、先程の概要の中でも説明をしましたが、1ヶ月当りの料金を換算していますが、今和光市が、68番目に1,004円で位置していますが、20%値上げすると、蕨市のところ62番目まで上がりますという事の変化を示しています。ちなみに、4市で一番高い志木市は、13番目という事で、和光市の約2倍になっていると思います。そういった状況を示しています。

次に11ページ、汚水事業の管理運営経費の実績という事で、どのくらい今、使用料と一般会計繰入金で賄っているのかという、右側に3色で表しています、歳出と財源というものが出ているのですが、使用料は約60%、繰入金は37.4%ほどありますという事でございます。下の段では、管理運営経費、管理運営費、維持管理費と資本費の単価を棒グラフで表しています。

12ページでは、荒川右岸流域の使用料一覧表という事で、先程の表から荒川右岸流域だけを抜き出して表にしたものです。

最後に13ページでは、汚水管整備延長、建設後30年となる延長、水量区分別使用水量の実績を整理したものです。少し見にくいのですが、表にまとめたものとなっています。

以上ですが、専門用語が出て分かりにくいものとなっていますが、これで下水道使用料の改定率検討の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

長坂会長

はい。ありがとうございました。ただいまの下水道使用料改定の方針、下水道使用

料改定案の説明に関してご説明いただきましたか、何かご質問はございますか。

それでは、私のほうから質問させていただきます。資料2の4ページですが、下水道使用料の改定案の中で、表が出ていますが、実際に一般的に一番使用量が多いのはどのあたりになるのでしょうか。

事務局

はい。9ページに下水道使用料の早見表が載っています。それに沿って説明いたします。1立方から20立方までが全体の10.7%を占めています。20立方から40立方までが22.7%、40立方から60立方までが21.8%、60立方から100立方までが15.5%、全体で100立方までで70.7%を占めています。資料3の13ページの下段に今ご説明した表を載せてございます。

長坂会長

はい。ありがとうございました。

金井委員

質問していいですか。

長坂会長

はい。どうぞ。

金井委員

資料3の8ページですが、8の下水道使用料の改定率の変更ですが、改定率20%の場合ですね一般会計繰入金徐徐に減って行って平成31年度にはマイナスとなるということは、これは一般会計繰入金がなくなるということなののでしょうか。これはどうして徐徐に減っていくのか。このメカニズムと、使用料収入が少しずつ減っていくのではないかと思ったのですが、例えば平成27年度がアップしていますが、この予測はどういう訳でしょうか。この2点について質問します。

事務局

まず、最初の質問についてですが、この赤字で標記されているのは、黒字になるという意味です。一般会計繰入金から繰入れる必要がなくなり、剰余金が発生することです。起債の額が下がってくるということと、人口予測が年間1200人ほど増加していく計算をしていきますので、使用料が若干上がっていくという予測です。

金井委員

はい。わかりました。起債というのは繰上償還で金利が安いほうへ徐々に切替えていくということですか。

事務局

起債は事業費を借りることをいい、繰上償還は過去の高金利で借りていたものを低金利に借りかえる事です。

和光市は7%の金利があるのですが、地方交付税不交付団体で財政力指数1.0以上は、繰上償還の借り換えの対象にはならないのです。ただし、平成19年度に一度

繰上償還をしています。このときは、7.3%以上の金利については対象という事があったので、そのときに借り替えております。

金井委員

それは低い金利で借りかえたという事ですね。

事務局

2%以下に借り替えました。

金井委員

はい。わかりました。これから管渠が毎年老朽化して行って毎年1億円程度こなしでいって借金が減っていくという事ですね。

事務局

先程の予測では、平成25年度から毎年1億円ほど投資していくと予測してもこれでいけますという事です。1億円というのは事業費を表しています。その事業費の中では、国の補助金は半分、それから、借金をする半分、という形で計算しています。

金井委員

はい。わかりました。

事務局

今日、資料をお配りして、すべてを理解いただくということは難しいと思いますので、持ち帰っていただいて後日ご意見やご質問をいただければと思います。

長坂会長

他にご質問はございますか。

経費回収率が60%から80%に上がるということですが、近隣の市ではこの数字は標準なのでしょうか。

事務局

これにつきましては、自治体によってかなり違います。これから下水道事業が発展していく自治体については、もっと繰入金から持ち出しをしている自治体もあります。和光市は96%の普及率になっているので落ち着いてきていますが、狭山市や入間市は、莫大な投資をしていますので、これが一概に標準とは言えません。全国的にも投資が莫大な市町村があります。

長坂会長

はい。わかりました。これらの諮問された議題に対する疑問点や質問については、先程事務局から説明のあったとおり本日ではなく次回の審議会までに提出していただいてもよろしいということですので、今日非常に膨大な資料をいただいたので、あとでよく見直してみたいと思います。

質問等がございましたら、次回までに提出していただくようよろしくお願いいたします。

事務局はそれ以外に何かありますか。

事務局

次回、第2回目の審議会の日程であります。会場の都合で9月27日(月)、28

日(火)、29日(水)、30日(木)のいずれかを予定しておりますが、事務局といたしましては、出来れば、30日の木曜日がいいのですが、委員の皆様で決めていただきたいのですが、いかがでしょうか。30日の木曜日、時間は午前10時から予定しておりますが、いかがでしょうか。

萩原委員 申し訳ありません。欠席でお願いします。

事務局 わかりました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、9月30日(木)午前10時という事でお願いします。

また、先程申し上げた諮問されました議題についての疑問点や質問等は、本日資料をお渡ししたばかりですので、事前に提出していただければ、審議会もスムーズに進行し、答申できますので、出来れば、第2回審議会の10日前くらいに提出していただければと思います。詳細につきましては、第2回開催通知でお知らせいたします。よろしくお願いします。

長坂会長 それでは、第2回和光市下水道事業運営審議会は、9月30日午前10時という事でお願います。

今回の会議内容は、先程ご説明いただきました、下水道料金改定の方針並びに下水道使用料改定等の答申の検討となります。よろしくお願いたします。

それでは以上をもちまして、第1回和光市下水道事業運営審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。